第2章 誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち

■町有施設解体事業

9,166万円

(地方債:8,570万円)

町が所有する老朽化等の施設を解体します。

解体施設 旧羽幌町葬斎場、羽幌保育園 など

■公共施設中長期整備計画作成事業 **(新規)**

421万円

はぼろ温泉サンセットプラザの建物性能の維持・向上および長寿命化のため計画的かつ効率的な整備を目指し、劣化状況の把握、診断したうえで建物の中長期整備計画(修繕計画)を作成します。

○情報・通信体系の充実

■情報通信基盤施設管理運営・整備 519万円 (光ファイバ芯線貸付料:168万円)

離島地区と市街地区等との情報通信格差の解消 を図るために平成22年に整備した離島地区の情報 通信基盤施設の管理運営および整備にかかる費用。 ■まちづくり応援寄付金推進事業 1,887万円

(国費:56万円・まちづくり応援基金:1,831万円)

寄付者をはじめ全国に向けて本町をPRするとともに、本町を訪問するきっかけとなるように、 寄付者に対して特産品等の返礼品を贈呈します。

〈主な返礼品〉

甘エビ、焼尻サフォーク肉、水産加工品、オロロン米、 特急はぼろ号・フェリー往復券 など 35品

○広域行政の推進

■留萌中北部連携モデル事業(新規) 224万円

(道費:220万円)

留萌管内苫前町以北の5町村で、各地域での課題 である、移住定住対策と空き家対策の職員研修を 行う。

第3章 安心で魅力的な田舎暮らしができるまち

【第一次産業の安定した経営・生産基盤の確立のための取り組みを支援します】

○農業の振興

■農業基盤の整備への補助

2,110万円

(地方債:2,110万円)

生産力の向上や農業経営の安定化のために土地 改良区が実施する農業基盤(用排水・区画等)の整備 費用の一部を補助します。

■中山間地域等直接支払交付金 8,511万円

(道費:6,381万円)

中山間地域等は耕作に不利な地域であることから、農業者で形成する集落に交付金を交付し、担い 手の減少・耕作放棄地の増加等を解消します。

■経営所得安定対策直接支払の 500万円 推進活動への補助

(道費:500万円)

販売価格が生産費よりも恒常的に下回っている 作物を対象に、差額分を補てんすることで農業経 営の安定化と生産力の確保を図るための活動に対 し補助します。

■アスパラ振興対策への補助 53万円

地域振興作物のアスパラの苗の更新及び肥料購入費の一部を助成し、品質向上、耕作面積の維持及び農業所得の向上を図ることを目的に補助します。

■農業後継者への補助

130万円

農家の後継者対策として農地購入または賃借にかかる費用の一部を補助します。

■農業経営基盤強化資金の利子助成 45万円

(道費:22万円)

農協が農業者に貸付した農業経営基盤強化資金の未償還貸付残高の利子相当分を助成します。

■農業水利施設の維持管理

708万円

(道費:464万円)

羽幌二股ダムや、国が建設した羽幌ダム、頭首工、 揚水機場、用水路の施設点検整備を委託により行います。

・ダム管理委託、設備点検等 708万円

■水稲病害虫予防防除への補助

5万円

町有地での病害虫発生を予防し、周辺農地への 被害防止を図るため、除草剤などの散布に係る経 費を補助します。

■農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図る地域活動への支援 2,888万円

(道費:2,165万円)

地域の人々が協力して農道や用排水路などの施設修繕、農村風景の美化など環境に配慮した作物 生産に対して交付金を交付します。

■有害鳥獣の駆除対策

207万円

農作物などの被害防止のため、エゾシカなどの 有害鳥獣の駆除を実施します。

また、ハンター育成のため狩猟免許取得にかかる経費の一部を補助します。

○林業の振興

■町有林の管理・整備

714万円

(道費:98万円)

災害の未然防止や、さらに良質な木材を生産するため計画的な除間伐等を行うほか、林道の整備を行い、町有林を適切に維持管理します。

〈間伐面積〉 19.59ヘクタール 〈林道草刈〉 L=2,714m

■天売地区共生保安林の管理

100万円

天売地区の保安林を良好な状態に保つための維持管理を行います。

- ノゴマ館のトイレ清掃。
- ・遊歩道周辺の草刈りを実施。

■民有林除間伐奨励の補助

100万円

地域森林の振興を図るため、民有林の除間伐経費に対し1ヘクタールあたり10,000円を補助し、森林所有者の自己負担を軽減します。

■未来につなぐ森づくり推進事業補助 299万円

(道費:184万円)

人工造林を行う森林所有者に対し、費用の一部 を補助し、負担軽減を図ります。

■留萌中部森林組合への補助 150万円

民有林の適切な整備、森林所有者への造林指導 など留萌中部森林組合の活動に対し、その経費の 一部を補助します。

○畜産業の振興

■中留萌酪農ヘルパー利用組合への補助 69万円

酪農ヘルパー制度を活用し、酪農家が計画的に 休日が取れるための事業に対し、補助します。

苫前町、羽幌町、初山別村3町村共同による事業です。

■乳牛検定への補助

30万円

乳牛検定(牛群及び個体牛の乳質・乳量を調査)を 支援し、各生産農家の優良牛群の確保と経営安定 を目指します。

■焼尻めん羊牧場の指定管理事業 1,400万円

指定管理者による民間の経営ノウハウとアイデアで町営焼尻めん羊牧場の円滑な運営を図ります。

〈指定管理者〉萌州ファーム株式会社



■焼尻めん羊の消費を推進

45万円

町内飲食店に肉の仕入経費の一部を助成し、町民 や町外客に対して、食す機会を増やすことで、地産 地消、地元ブランドの定着と観光振興の推進を図 ります。

■めん羊飼養者育成事業

32万円

(まちづくり応援基金:32万円)

焼尻めん羊牧場において、将来、めん羊の飼養を 考えている学生を対象に体験学習の場を提供し、 また、その費用の一部を負担します。

○水産業の振興

■漁業新規就業者への補助

かる費用の一部を補助します。

75万円

(まちづくり応援基金:75万円) 漁業後継者等を育成するため免許取得などにか

【対象経費】

- ·短期技術取得(小型船舶操縦士、無線技士、潜水士)
- · 漁船買取、建造
- 漁業機器等の購入

■離島漁業再生支援交付金

1,156万円

(国費:578万円・道費:289万円)

離島漁業の再生を図るため、ウニ人工種苗放流 などを行う漁業集落に対し支援を行います。

■トド・オットセイ被害への対策 224万円

トドなどによる刺し網被害が発生していること から、漁協が被害を受けた漁業者に貸与する刺し 網購入費用に対して助成します。

■漁業近代化資金利子補給事業 206万円

漁業近代化資金助成法に基づき、漁業者に資金 を貸付けする融資機関に対し、利子補給金を交付 します。

■離島のめん羊や魚介類の 海上輸送費への補助

前助 883万円 (国費:441万円)

離島の畜産業・水産業の振興を目的にめん羊や魚介類を島外に、その原材料等を島に海上輸送する費用の支援をします。羽幌町離島産業活性化協議会に対し、その費用にかかる一部を補助します。

【市街地の活性化と、地域資源を活用したPRを図ります】

○商工業の振興

■羽幌町商工会への補助

1,642万円

小規模事業者の経営改善を支援する経営改善普及事業に係る人件費や事務経費の一部を補助します。また、商工会が取り組む地域振興のための事業の一部を補助します。

〈主な内容〉

- ·経営改善普及事業(人件費、事務経費)
- ・地域振興事業(ワンコイン商店街事業等)

■ハートタウンはぼろ管理運営 3,852万円

中心市街地の活性化や地域のにぎわい創出のため、ハートタウンはぼろを運営管理します。

- ・施設管理費 3,651万円
- ・施設補修費 201万円 (昇降機補修 など)

■商工会青年部への補助

64万円

地域活性化を目的に実施している商工会青年部 主催の「ふるさと大盆踊り大会」や「綱引き大会」 経費の一部を補助します。

■商工会女性部への補助

16万円

地域活性化を目的に商工会女性部が実施する特産品開発等の経費の一部を補助します。

■中小企業等への各種補助

500万円

羽幌町で新たに事業を始める企業や既に事業を営んでいる企業を対象に各種助成を行います。

【補助内容】

- ・事業場等の立地(新設・増設)に対する助成
- ・事業を営んでいない個人の創業に対する補助
- ・空き店舗の活用に対する補助
- ・離島観光事業者が行う設備改修等に対する補助
- ・新商品、新サービスの開発に対する補助など

■中小企業特別融資制度資金利子補給事業 522万円

中小企業特別融資制度利用者に対し、利子の一部を助成します。

■人材育成支援事業 **(新規)** 100万円

(まちづくり応援基金:100万円)

中小企業者等が新たな事業展開を行うため、専門知識の習得や技術向上に必要な講習等への参加 経費を補助します。

【補助対象者】以下のすべてを満たしていること

- ・町内に6カ月以上在住し、営業している中小企業者等
- ・町税の滞納がない者

【補助要件】 専門知識の習得や技術向上するための 講習、資格取得等に関する対象経費※の総額が5万 円以上の場合※資料代、受講料、認定料、旅費など

【補助金額】

補助対象経費の1/2(1件につき限度額10万円)

【注意事項】

- ・資格は、国または民間団体の認定のものに限ります。
- ・補助金交付は年度内1回を限度とします。
- ・上位資格の取得も対象とする。(既存資格更新の場合は不可)
- ・資格取得や講習会等参加を証明できるものが必要です。
- ・事業所内で同一の資格を持っている者がいる場合は不可。

■製造業者の水道料金の一部補助 306万円

工業振興を図るため、製造業者が負担する水道料金の一部を補助します。

【補助内容】

 $1月\sim12$ 月の給水量が1,000㎡を超えた部分に対し1㎡当た060円の補助します。

■中小企業者等の販路拡大へ補助 50万円

町内の中小企業者等が行う自社製品の販路開拓 に補助します。

【補助対象者】

自社製品の販路拡大を目的とした事業を行う町内の中小企業者等※

※「中小企業者等」とは、中小企業者・農林漁業者・漁業協同組合・農業協同組合 など

【補助内容】

中小企業者等が自社製品の商談を目的とした見本市等に参加する経費のうち、補助対象経費の1/2を上限として最高10万円まで補助します。

(対象経費) 出展料、会場設営費、運搬費、資料作成費、旅費 など

■中小企業融資貸付事業

4,000万円

(町預託金:4,000万円)

町内の中小企業者の円滑な資金運営のため、事業資金を低金利で融資します。融資制度資金等の原資として金融機関へ預託します。金融機関の審査により融資を行います。

〈中小企業特別融資貸付〉 融資枠 7億円

町預託金 4,000万円 金融機関 6億6,000万円

■中小企業経営安定支援基金 1,000万円

小規模事業者に対する長期貸付が実行されるまでの間、「つなぎ融資」として貸付けを行います。

■中小企業者持続化支援事業 (新規) 250万円

中小企業の振興を促進するため、中小企業者等の収益増加に生きる投資や設備改修費用等に対して助成します。

【助成対象者】以下のすべてを満たしていること

- ・町内で1年以上営業している中小企業者
- ・町税の滞納がない者
- ・経営計画を策定している者※ ※中小企業診断士等が作成に加わり、商工会による認 定が必要

【助成要件】 収益増加につながる設備の導入・更新、 店舗内装等に関する対象経費の総額が50万円以 上の場合

【助成金額】

- ・一般 助成対象経費の1/3(限度額30万円)
- ・事業承継者※助成対象経費の1/2(限度額100万円) ※4親等以上の者へ承継される場合に限ります。

■離島プロパンガス補助事業

(道費:22万円)

50万円

離島地区のプロパンガス価格安定のため、事業 者に対し海上輸送費を補助します。

■6次産業化に向けた取組みに補助 100万円

(まちづくり応援基金:100万円)

農林漁業の6次産業化に向けた取り組みに対して補助します。

○観光の振興

■羽幌町観光協会への補助

2,518万円

(国費:54万円)

観光を通して町のPRを図るため、運営及び事業経費に対して補助します。

〈主な内容〉

- 事務局運営費
- ・観光案内所運営経費、観光パンフレット制作
- ・はぼろ花火大会 (7/29)
- ・はぼろ甘エビまつり (6/24、25) など各種イベントの開催

■離島観光振興促進プロジェクト

実行委員会事業への補助 206万円

(国費:37万円)

新たな体験メニューの造成と謎解き宝探しなど による誘客促進を図る事業に補助します。

■観光誘客推進事業**(新規)** 167万円

(国費:83万円)

観光客入込人数の増加を図るため、各種観光客 誘客プロモーションを実施します。実施場所や時 期などは羽幌町観光協会とも連携し、最も効果的 なPRを計画的に推進します。

■離島交流活性化推進協議会 40万円

への補助 (国費:20万円)

島民と島外住民との交流活動を行う羽幌町離島 交流活性化推進協議会に対し、その活動費の一部 を補助します。

・交流イベントの開催など

■天売・焼尻自然公園の施設運営管理・整備

618万円

(まちづくり応援基金:136万円)

- ・自然公園施設の維持管理 540万円 光熱水費のほか、維持管理経費。草刈やトイレ清 掃などは民間に委託して実施します。
- ・施設整備 78万円 赤岩展望台基礎撤去 黒崎海岸駐車帯周辺草刈 など

■観光協会支部への補助

385万円

(国費:6万円)

天売島・焼尻島で実施されるイベント等の経費の 一部を補助します。

〈主な内容〉

- ・天売ウニまつり (7/22、23)
- ・天売島体験メニュー (シーカヤック、ウニ採り、星空満喫ナイト)
- ・焼尻めん羊まつり2017 (8/5、6) ほか

■地域おこし協力隊事業(拡充) 2.486万円

都市住民を地元に受け入れ、地域おこし活動や 農林漁業の応援などに従事し、交流人口の増加や 移住・定住者増加に向けた活動を展開します。

今年度から、自然環境保全等推進業務を行う協力隊員を北海道海鳥センターに1名、天売高等学校の生徒募集や生徒のサポートを行う協力隊員を天売地区に1名、離島の魅力発信を行い交流人口の増加を図る目的とした観光業務を担当する協力隊員を天売地区に1名、焼尻地区に1名配置します。

また、高齢者支援を担当する協力隊員を天売地 区に1名、焼尻地区に1名配置する予定です。



羽幌地区 木内 裕也 (海鳥センター担当)



天売地区 西井 香南 (天売高校生徒募集担当)



天売地区 平野 健司 (観光担当)



焼尻地区 江打 泰史 (観光担当)

■はぼろ温泉サンセットプラザの管理・運営

(まちづくり事業基金ほか:1,260万円)

はぼろ温泉サンセットプラザ (いきいき交流センター) の管理運営は、現在、民間事業者による指定 管理が行われています。

〈指定管理者〉 株式会社アンビックス〈平成29年度指定管理料〉 2,400万円〈大規模改修※〉 1,260万円

源泉揚湯設備工事

※指定管理により管理運営を行っていますが、建物や 設備の大規模な改修は町が行うこととなっています。

■サンセットビーチの運営管理・整備 1,560万円

- ・施設の運営管理 927万円光熱水費のほか、維持管理経費。開設期間の維持管理、運営は民間に委託し実施。
- ・施設の整備 633万円 海岸漂着物の処理、駐車場柵取替工事 ほか
- ■ビーチバレーボール大会の開催補助 42万円

サンセットビーチCUPビーチバレー大会の開催経費の一部を補助します。

【雇用の創出を支援します】

○勤労者対策の推進

■求職者を雇用する事業所へ助成 876万円

雇用の拡大、定住の促進を図るため、新たに求職 者(羽幌町民)を雇用する事業者に対し、経費の一部 を助成します。

【助成対象者】

- ①羽幌町民を正社員又は常用パート社員として雇 用し常勤労働者数が増加した事業所
- ②羽幌町民の常用パート社員を正社員として正規 雇用した事業所
- ※雇用した者の1週間所定労働時間が35時間未満の場合 は対象外となります。

【助成金額】

- ①正社員を雇用してから1年経過するごとに36万円(雇用した正社員が障がいを持つ方の場合は48万円)を交付します。※3年限度
- ②常用パート社員を雇用してから1年経過で12万円(雇用した常用パート社員が障がいを持つ方の場合は18万円)を交付します。※1年限度

■季節労働者の援護事業 158万円

冬期間の季節労働者の雇用対策として、公共施設の除排雪業務を委託して行います。

■はぼろバラ園の運営管理・整備 4,822万円 (まちづくり応援基金:617万円)

・施設の運営管理 895万円・光熱水費、施設管理人経費のほか、維持管理経費

- ・施設整備 3,927万円 植栽技術指導委託、広葉樹チップ購入、 バラ園再整備工事 ほか
- ・町民ボランティアとの協働による栽培管理 39万円 バラ園の栽培管理や活用促進を羽幌町と町民 ボランティアの参画による協働により推進して いく体制を構築して町民の交流促進、地域活性 化を図ります。

■合宿等誘致事業

196万円

町外の文化・スポーツ団体が当町で実施した合宿 及び町外に所在する高等学校、大学、専修学校が 行った教育旅行の際の宿泊料の一部等を補助し、 地域の活性化を図ります。



■企業誘致、企業との連携を促進 94万円

雇用の増加、地域の活性化のために道内外の企業誘致を積極的に進め、また、企業や学校と連携した地域活性化を検討します。

〈主な事業〉

- · 企業訪問
- ・アンケート調査を実施
- ・企業連携等企画考案のためのコーディネーター招へい

■勤労者福祉事業への補助

11万円

勤労者の福祉事業の推進や労働条件の改善等の 事業を実施している連合北海道羽幌地区連合会の 事業運営に係る経費の一部を補助します。

■勤労者施設等の維持管理

409万円

- ・勤労者研修センター 100万円
- ・勤労青少年ホーム 309万円 運営管理費、ストーブ修繕 など

【快適な住環境を整備します】

○住環境の整備

■個人住宅のリフォーム費用へ補助

700万円

現在住んでいる住宅の増築や改築、修繕など、町内業者が行う工事に対し工事費用の一部を補助します。

【補助対象者】 次のすべての要件を満たすこと

- ・羽幌町に住民登録がある方で、町税及び使用料を滞納していないこと
- ・本人または親族所有の住宅に居住し、現在本人が住んでいること
- ・改修工事費用が100万円を超えること(町内業者が施工するもの)

【補助金額】 一律 20万円 ※ただし、同一世帯について1回限り 【申請手続き】 原則として、工事に着手する前に申請が必要です。



■空き家の有効活用・解体へ補助

1.000万円

空き家を有効活用することで、移住定住の推進及び良好な住環境を確保します。

【補助対象者】

- ①空き家を購入し改修する移住世帯、一般世帯
- ②空き家を貸与するための改修をする所有者等
- ③空き家を借用し改修する移住世帯、一般世帯
- ④地域住民の交流の場を設けることを目的に空き
- 家を改修する町内に住所を有する地域おこし団体
- ⑤空き家を解体する所有者等

【補助内容】

- ①の場合は、改修費に1/2を乗じた額以内で50 万円を限度として補助
- ②③④の場合は、改修費に1/2を乗じた額以内で 25万円を限度として補助
- ⑤の場合は、解体費に1/2を乗じた額以内で50 万円を限度として補助
- ※工事の施工は町内に住所を持つ建設業者による。

■民間賃貸集合住宅建設に助成

2,400万円

町内の住宅不足解消のため、賃貸集合住宅を建設する方に対し、その費用の一部を助成します。

【助成対象者】

新たに賃貸住宅を建設する個人又は法人で、 次の要件を満たすもの。

- ・毎月の家賃限度額を条例で定める額とする
- ・税等公共料金の滞納がない
- ・暴力団員でない

【助成内容】 賃貸住宅の工事費の一部を助成 ※賃貸住宅の要件 1棟あたり2戸以上の賃貸契 約を締結し、条例に定める要件に該当するもの。

【助成金額】

- / · · / · - · · · · · ·				
建設地区	建設業者 の住所	1戸あたりの助成限度額		
		25m²以上 45m²未満	45m²以上	
離島地区以外	町内	1,000千円	2,000千円	
	上記以外	500千円	1,000千円	
離島地区		3,000千円	5,000千円	

■町営住宅の建替・解体 1億474万円

(国費:5,229万円・地方債:4,850万円)

住宅マスタープラン、公営住宅等長寿命化計画 に基づき、年次計画で老朽化した町営住宅の建替 整備、解体を進めます。

〈建替整備〉 幸町団地(2棟4戸) 〈解体〉 幸町団地

■町営住宅移転費用の補助

56万円

建替えに伴い、既存住宅に入居している方の移 転費用を補助します。

■町営住宅の維持管理・改修 7.188万円

町内各町営住宅を適正に管理するとともに、計 画的な改修を行い、良好な住環境の維持管理を図 ります。

〈主な内容〉

維持管理

1.866万円 4,006万円

・ 老朽箇所の改修等 朝日団地雁木塗装、北4条団地外部塗装、 若葉団地外部改修 ほか

· 町営住宅等整備基金積立金

1.316万円

【良好な生活環境の維持を図ります】

○環境衛生の充実

■羽幌町外2町村衛生施設組合負担金

1億9.789万円

苫前町・羽幌町・初山別村の3町村で運営してい る羽幌町外2町村衛生施設組合に対し負担金を支払 います。

〈主な経費〉

•一般管理費用 1億1,547万円 • 一般廃棄物処理費用 7.299万円 広域火葬場施設運営費用 943万円

■し尿処理および浄化槽汚泥処理 5.581万円

(苫前・初山別負担金:1.891万円・ し尿処理手数料等:1.815万円)

苫前町・羽幌町・初山別村の3町村で進めている、 し尿前処理施設(MICS処理施設)稼働に伴い、汲み 取り式トイレなどのし尿、浄化槽清掃時の際に出 る汚泥は羽幌浄化センターで一括処理します。 〈主な内容〉

- ・し尿収集運搬業務 ・し尿処理手数料等徴収業務
- ・し尿前処理施設の運転管理、沈砂処理、活性炭交換



■廃棄物収集処理体制整備事業(新規)

ゴミステーションを新設するほか、焼尻ごみ資 材庫の道路を補修します。

- ・ゴミステーション製作(2基) 32万円
- ・ 焼尻ごみ資材庫道路補修 58万円

■ごみ収集・搬入業務の実施 6,636万円

(一般廃棄物処理手数料等:2,347万円)

各家庭などから出されるごみの収集・運搬を適正 かつ円滑に行うため、町内の民間業者に委託し、良 好な環境を保ちます。

〈主な内容〉

- ・ごみ収集運搬業務
- ・布類の特別収集(年2回)
- ・離島資源ごみの搬入
- ・ごみ袋の制作、販売



■ 霊園施設管理事業 (新規)

39万円

霊園駐車場の排水工事を実施します。

■ 羽幌町葬斎場の閉鎖(新規) 57万円

羽幌町葬斎場解体に伴い、施設内の物品等を廃 棄します。※解体予算はP19「町有施設解体事業」

【 利便性・安全性の高い交通体系の構築を図ります 】

○交通安全対策

■交通安全に関する活動

224万円

交通安全に関する啓発、各種活動を実施します。

- ・交通安全指導員の出動経費
- ・交通安全に関する啓発、情報提供等
- ・交通安全協会への補助
- ・交通安全指導員協議会への補助
- ・ 交通安全運動推進協議会への補助



○交通輸送体系の充実

■町内循環バス「ほっと号」の運行 496万円

(交通対策事業基金:496万円)

町内の交通空白地帯と市街地を結ぶ循環バスを 運行します。沿岸バス株式会社に対し、運行経費 (運賃収入除く) として負担金を支払います。

〈運行回数〉

1日4便(所用時間約30分)

※ただし、土曜・日曜・祝日、年末年始(12/29-1/2)は運休。

- 〈運賃〉 ・中学生以上 100円
 - ・小学生
 - 小学生未満 無料
 - ※町が発行する無料乗車券の提示者も 無料で乗車できます。

(対象者等詳しくはP9をご覧ください) ※発行日から2カ月間有効の定期券 (1,000円)もあります。



■羽幌港連絡バス

「観音崎らいな号」の運行 269万円

(交通対策事業基金:269万円)

フェリーターミナルと沿岸バス本社ターミナル を結ぶシャトルバスを運行します(運賃:大人200 円、小学生以下100円)。沿岸バスに対し運行経費 (運賃収入除く) として負担金を支払います。



【シャトルバス】 定員13名の小型バス。車体には、沿岸バスの「萌 えっ子フリーきっぷ」のアニメ風美少女キャラクタの一人「観音崎ら いな」が描かれています。

■離島航路欠損補助

3,336万円

(交通対策事業基金:667万円ほか)

離島住民の生活航路確保のため、運営事業者に対 して財政支援するとともに、事業収支の欠損を補助 し、フェリーの円滑な運航を維持します。

·離島航路運行補助 512万円

·航路事業欠損補助 2,824万円

■地方バス路線維持費の補助 1.028万円

(交通対策事業基金:1,028万円)

町民に必要不可欠な路線バスの運行を維持する ため、沿岸バス株式会社に対し、費用の一部を補助 します。

· 路線維持管理補助 626万円 • 老朽車両更新補助 402万円



■離島航路旅客運賃の割引補助 312万円

(交通対策事業基金:62万円ほか)

離島住民の生活交通費軽減のため、フェリー運 賃を割引します。

4月のフェリー検査期間の高速船料金(急行料金) の全額割引に加えて、ほかの期間についても高速 船料金(急行料金)を3割引とします。

■地方バス通学定期運賃の補助 37万円

(交通対策事業基金:37万円)

沿岸バスを利用して高校へ通学する生徒に対し、 定期券を購入する際の費用の一部を補助します。

■スクールバスの運行

3,078万円

築別や中央方面に住んでいる児童生徒の通学時 の送迎や、地域住民の方々の交通手段としてス クールバスを民間バス会社へ委託して運行します。

○道路網の整備

■橋りょう長寿命化のための修繕

6.500万円

(国費:3,185万円)

平成25年度に策定した修繕計画に基づき、危険 性や利用率などの緊急性の高いものを選定して計 画的に修繕します。

- ·第3二股橋補修工事
- · 蕗原橋、竹内橋、寿3線橋補修設計業務
- 羽幌町橋梁点検業務

■道路維持管理事業

9,839万円

(国費:1,229万円)

町道を適正に維持管理するため、道路パトロー ルや路面清掃、橋りょう・街路樹等の管理などのほ か、補修などの業務を民間事業者に委託して実施 します。

〈主な経費〉

· 道路維持管理、舗装補修委託 6,183万円 · 道路法面補修 2,500万円 · 町道街路灯補修 1,156万円

■除排雪事業

2億176万円

(国費:1,955万円)

冬期間の生活・交通環境を確保するため、 町道の 除排雪作業を実施します。

羽幌町の除排雪作業は、市街地区をはじめ町内 の除雪計画路線すべてにおいて、それぞれ民間事 業者に委託して実施します。

〈主な経費〉

・除雪作業車の購入 7,301万円

· 除排雪業務委託料、 車両等の維持管理費 1億2.875万円

※除雪延長 128.8km (車道 112.9km・歩道 15.9km)



○港湾の整備

■国直轄港湾整備事業

6,000万円

(地方債:6,000万円)

国の直轄事業により、羽幌港の港湾施設整備を 行います。

・岸壁の改良、防波堤の改修 ほか



■港湾施設の維持管理

3.354万円

町が管理する港湾敷地や港湾施設を適正に維持 管理するほか、必要箇所の補修等を行います。

【関連施設】

羽幌港、天売港、焼尻港、旅客上屋、港湾敷地等

〈主な経費〉

• 一般維持管理

473万円

• 港湾施設改修

1.881万円

羽幌港街路灯設置

天売港側溝清掃業務 焼尻港街路灯補修

ほか

· 羽幌港浚渫委託

1,000万円

港湾内などに堆積した土砂の除去

【上水道・簡易水道の安定的な供給と、安全性確保を図ります】

○上水道の整備

■上水道施設の管理

2億1,463万円

安全・安心な水道水を安定供給するため、上水道 施設の管理運営を行うほか、施設維持に必要な改 修工事等を行います。

上水道施設(浄水場、ポンプ場、取水施設、配水 池)の管理運営を民間事業者に委託して行います。

〈主な経費〉

• 事業運営管理費 1億6.064万円

· 上水道施設運営管理委託料

2,164万円

・施設維持管理、改修など

3,235万円

■配水管の布設替

585万円

栄町地区(スポーツ公園)及び川南地区などの配水 管布設を行います。

■量水器の取替

1,155万円

有効期限8年を経過している量水器176カ所を交 換します。

○簡易水道の整備

■簡易水道施設の管理運営

2.091万円

簡易水道施設の管理運営を行うほか、施設維持 に必要な改修工事等を行います。

〈主な経費〉

- · 施設運営管理費 1,472万円
- ・施設設備整備、改修 619万円 天売浄水場テレメーター更新工事 ほか

■量水器の取替

357万円

天売・焼尻地区で有効期限8年を経過した量水器 を交換します。(天売30カ所、焼尻26カ所)

【公共下水道や合併処理浄化槽の整備により、水洗化を促進します】

○下水道の整備

■下水道建設事業

9.880万円

(国費:4,587万円・地方債:4,540万円)

道路などの雨水や雪解け水が流れる雨水管の整 備を行います。

■下水道施設の管理

1億655万円

下水道施設(浄化センター・ポンプ場)を安定稼働 させるために日常の巡視点検・定期点検を行います。 各施設の業務、維持管理は民間事業者に委託し、 また、老朽化した施設の機器更新や部品交換等を 行います。

〈主な経費〉

各施設の運営管理費 9,461万円 · 下水道接続補助金等 528万円 • 施設設備、機器等改修 666万円

■合併処理浄化槽の整備

165万円

(国費:61万円)

下水道計画区域を除く町内全域を対象に合併処 理浄化槽の普及促進を図るため、設置者に対し工 事費の一部を補助します。

〈対象地域〉

公共下水道が整備されていない地域

※天売・焼尻・築別・曙・寿町の一部・平・上羽幌 高台・汐見地区

〈補助対象者〉

個人の専用住宅で処理対象人員10人槽以下の合 併処理浄化槽を設置する方

〈補助金限度額〉

5人槽 35万2千円 (離島地区 41万1千円)

6.7人槽 44万1千円(離島地区51万4千円)

·8~10人槽 55万8千円 (離島地区 68万6千円)

合併処理浄化槽設置後は・・・

定期的な保守点検と清掃、法定検査が義務付 けられていますので必ず実施してください。

水洗便所改造等補助金をご活用ください!

平成30年度までは処理区域になってから3年を過ぎていても補助対象になります。

平成14年に供用開始となった当町の公共 下水道は平成29年2月末で3,971人の方が接

続して利用しています。より多くの方に接続いただくり多くの方に接続いただくため、対象期間の延長など補助制度の見直しを行っていますので、この機会に有効にご活用ください。

〈平成29年度予算額〉 水洗便所改造等補助金 518万円

〈補助の対象・交付金額〉

世帯区分	水洗便所・排水工事 を同時に行う場合	し尿浄化槽(合併・ 単独)・排水工事を 同時に行う場合
一般世帯	20万円	10万円
高齢者·低所得者	30万円	15万円
集合住宅	30万円	15万円
社宅·貸家(一軒家)	15万円	7万5千円

【町民が安心して暮らせる防災・消防体制を確立します】

○防災体制の充実

■ハザードマップの作成 (新規) 261万円 (まちづくり応援基金:130万円)

北海道日本海沿岸部に関する津波浸水予測が見直されたことから、各世帯に配布しているハザードマップを見直し、改訂版を作成します。

■防災用資材購入

200万円

万が一の災害に備え、防災用資材を購入します。 〈**主な内容**〉

・毛布、発電機、ストーブ、備蓄用食品 ほか

○消防体制の充実

■北留萌消防組合負担金 2億7,634万円

苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町・幌延町の6町村で運営する北留萌消防組合に対し負担金を支払います。

〈主な経費の羽幌町負担分〉

消防本部、議会等経費
消防署運営費、人件費
消防団運営費、人件費
施設等経費
1,899万円
1億9,090万円
2,577万円
2,334万円

〈施設等経費の新規事業〉

· 大型油圧救助器具更新

・小型動力ポンプ積載車配備

○ ツ弗上ゴの川芸

○犯罪の防止

■防犯灯の管理

563万円

防犯灯を適正に管理し、通行の安全確保と犯罪防止に配慮した環境を整えます。

〈主な経費〉 電気代、補修費 など

■防犯協会連合会負担金

11万円

地域に根ざした防犯活動へ負担金を支出します。

■暴力追放運動推進協議会負担金 12万円

暴力追放運動推進のために負担金を支出します。

○消費生活の保護

■消費生活安全対策の事業

25万円

1,734万円

〈主な内容〉

・羽幌消費者協会への補助 17万円 (資源ごみ (布類) 収集、燃料価格調査等への補助)

·消費者被害防止研修会参加等 8万円